⑿　申請書等の内容のヒアリング　申請書等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

⒀　施工体制確認のヒアリング　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）の内容に対し、原則として施工体制確認を行うためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

なお、予定価格の範囲内の価格で申込みをした入札参加者のうち、技術提案書、入札書、工事費内訳書及び工事施工内容確認資料の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認が出来ると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

⒁　申請書等に対する留意事項　競争参加資格の審査において、申請書等の提出がない場合又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など申請書等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。

⒂　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものである。

⒃　本公告文の各項目及び、工事の入札に関する詳細は、入札説明書による。

別表１　本入札手続きに係る期間等

①　入札説明書等の交付期間　令和３年８月31日から令和３年11月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日（以下、「休日」という。）を除く。）

②　申請書等の受付期間　（申請書及び一次審査に関する資料（技術提案以外））　令和３年９月１日から令和３年９月10日までの休日を除く毎日、10時から16時まで

③　競争参加資格の通知及び一次審査に係わる結果通知　令和３年10月６日まで

④　技術提案及び入札の受付期間（二次審査）　令和３年11月15日から令和３年11月16日までの休日を除く毎日、10時から16時まで

⑤　二次審査に係わる技術提案書の採否通知及び競争参加資格が無い場合の通知　令和３年12月15日まで

⑥　開札日時　令和３年12月28日10時00分

⑦　入札保証金の納付等の受付期間　令和３年10月７日から令和３年12月27日までの休日を除く毎日、10時から16時まで。ただし、最終日は正午までとする。〔利付国債の提供の場合は令和３年12月13日まで〕

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : HORITA Osamu Director General of Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Construction work of the No2 Bridge, Route 257

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 10 September 2021

⑸　The period of time for the submission of tenders by electronic bidding system : From 10 : 00 A.M. 15 November 2021 to 4 : 00 P.M. 16 November 2021 (tenders submitted by E-mail From 10 : 00 A.M. 15 November 2021 to 4 : 00 P.M. 16 November 2021)

⑹　Contact point for tender documentation : The first Contract Section Contract Division General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―5―1, Sannomaru, Naka-Ward, Nagoya-City, Aichi-Prefecture 460―8514, Tel 052―953―8138 ex. 2526

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和３年８月31日

東日本高速道路株式会社　関東支社

支社長　良峰　　透

◎調達機関番号　417　◎所在地番号　11

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　首都圏中央連絡自動車道　谷田川高架橋（鋼上部工）工事

⑶　工事場所　（自）茨城県つくば市島名

（至）茨城県つくば市平

⑷　工事内容　本工事は、首都圏中央連絡自動車道の常総ＩＣ～つくば中央ＩＣ間に位置する谷田川高架橋の４車線化の橋梁上部工工事を行うものである。

⑸　工事概算数量

橋梁等　鋼重　1.5千ｔ

⑹　工期

契約保証取得の日の翌日から1140日間

2　競争参加資格

⑴　審査基準日（下記３に示す競争参加資格確認申請書等の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、東日本高速道路株式会社の契約規程実施細則第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時において、工事種別「鋼橋上部工工事」に係る東日本高速道路株式会社の「令和３・４年度工事競争参加資格」を有する者で、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数（以下「経営事項評価点数」という。）が1200点以上の者であること、又は経営事項評価点数が1200点以上である者による２者で構成された特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であること。なお、特定ＪＶの場合は、すべての構成員が「２　競争参加資格」を満たすこと。

⑶　審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記⑵に示す条件を満たす場合を除く。）

⑷　審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、東日本高速道路株式会社から「地域３（関東支社が所掌する区域）」において、競争参加資格停止を受けていないこと。

⑸　審査基準日において、平成18年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績を有すること。なお、単体及び特定ＪＶの代表者にあっては「同種工事ａかつｂ」を、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては「同種工事ａかつｂ（緩和）」の施工実績を有すること。ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資割合（出資比率）が20％以上である場合に限り施工実績として認める。なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

同種工事ａ　鋼連続鈑桁橋の工場製作

同種工事ｂ　送り出し工法により鋼連続鈑桁橋の支間長30m以上ある鈑桁部を架設した工事

同種工事ｂ（緩和）　送り出し工法により鋼連続鈑桁橋の支間長15m以上ある鈑桁部を架設した工事

また、平成18年度以降に完成及び引渡しが完了した工事の場合は、工事成績評定点合計（以下「評定点合計」という。）を発注者から通知されている場合で、次のイ）又はロ）に該当する工事は施工実績として認めない。

イ）東日本高速道路株式会社の工事については、評定点合計が65点未満の工事

ロ）上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であり、当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

⑹　審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、本工事に係る設計業務等の請負人、当該設計業務等の下請負人、又は当該請負人、下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑺　審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、本工事を監督する部署の施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは上記⑹に示す設計業務等の発注に関与した者でないこと。又は現に当該施工管理業務の請負人、当該施工管理業務の担当技術者の出向・派遣元、又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。